

# 流入車対策に関する手続の流れ

都道府県

A地区を重点対策地区として指定 (第15条第1項・第17条第1項)

A地区を指定地区として指定することを  
環境大臣に対して申出 (第36条第4項)

環境省

A地区を指定地区として指定することについて検討

事業所管大臣との協議  
(第36条第5項)

A地区を指定地区として指定 (第36条第3項)

環境省等

対策地域の周辺の地域のうち、A指定地区に  
相当程度の流入車を発生させている地域を特定

周辺地域を指定 (第36条第2項)

周辺地域内の事業者への周知

事業者

- ・ 周辺地域内自動車の保有台数の把握
- ・ 30台以上保有した時から指定地区における  
運行回数のカウントを開始  
(第36条第1項第1号・第2号)

周辺地域内事業者による都道府県知事に対する  
計画の提出・定期の報告 (第36条第1項及び第37条)

都道府県

事業者に対する指導及び助言、勧告及び公表、  
報告徴収及び立入検査 (第38条、第39条及び第41条第3・4項)

